

本誌はホームページからもご覧いただけます。

ゆうせい共済

Y U S E I K Y O S A I



No.451

平成27年2月18日発行

Contents

- 1 特定保健指導利用券の有効期限のご案内…………… 2
- 2 社内レクリエーション行事の助成申請期限について…………… 2
- 3 コナミスポーツの利用方法が変わります…………… 2
- 4 人間ドック助成額等の変更のご案内…………… 3
- 5 助成施策の一部を廃止します…………… 4
- 6 結婚手当金廃止のお知らせ…………… 4
- 7 短期給付金請求書類の取扱いについて…………… 4
- 8 出産費・家族出産費・附加金の請求書類について…………… 5
- 9 平成27年度送金スケジュールのお知らせ…………… 6
(貸付金／検診費等助成金／短期給付金)
- 10 季節の食材を使って～健康レシピの紹介～…………… 8
- 11 退職の際は共済年金の届出を忘れずに！…………… 9
- 12 共済年金は厚生年金に統一されます～第3回～…………… 10
- 13 DVD「共済ナビ～退職後の年金と健康保険～」…………… 11
- 14 退職後の健康保険への加入について…………… 12
- 15 任意継続組合員になるには届出が必要です…………… 13
- 16 退職後の氏名又は住所の変更手続…………… 13
- 17 3月末日退職者の「みらい」の手続について…………… 14
- 18 退職時に貸付金残高がある方へ…………… 15
- 19 「資格喪失日」以降、組合員証等は使用できません…………… 15
- 20 共済組合のお仕事紹介…………… 16
- 21 連絡先等…………… 16

特定保健指導利用券の有効期限のご案内

メタボ健診(特定健康診査)の結果、生活習慣病の発症リスクが高いと判断され、特定保健指導の対象となった被扶養者及び任意継続組合員の方には、共済センターから特定保健指導のご案内と「特定保健指導利用券」を発送しています。

利用券の有効期限は、平成27年3月末日ですので、それまでに初回支援をご活用ください。

日常生活の中での運動や食事改善についてのアドバイス、その後のフォロー等、医師、保健師等の専門家から支援が受けられる特定保健指導を、積極的にご活用ください。特定保健指導の利用開始日に組合員証(被扶養者証)を提示すると、利用料の3割の自己負担のみでご利用いただけます。

さらに、途中で脱落や資格喪失等することなく終了した方には、その自己負担分(3割)を全額助成しますので、実質自己負担なしで指導を受けることができます。

特定保健指導等終了後、組合員は「特定保健指導費請求書」に実施機関が発行した領収書(原本)を添付して、自己負担分を共済センターに請求してください。

〈助成担当〉

社内レクリエーション行事の助成申請期限について

共済組合では、社内レクリエーションとしてスポーツ等を行った場合、その費用の一部を助成しています。(ただし、年度内1事業所1回限り)

社内レクリエーション行事に対する助成申請期限は、実施後10日以内となっています。

これから年度末を迎えるに当たり、期限を過ぎてからの申請は、助成ができないことがありますのでご注意ください。手続の詳細はホームページをご覧ください。

HOME ▶ 宿泊レク助成 スポーツクラブ等 レクリエーション行事への助成

▶ 1 日本郵政共済組合 レクリエーション行事助成利用手続

(URL: <http://www.yuseikyosai.or.jp/recreation/josei.html>)

〈助成担当〉

コナミスポーツの利用方法が変わります

KONAMI SPORTS CLUB

コナミスポーツクラブとの法人契約の切り替えに伴い、料金プランが変わります。

2015年4月1日(水)ご利用開始

新料金プラン
(法人会員)
START!



■ すでに会員の方へ

新料金プランへの変更について

法人契約個人会員・法人契約個人会員(特別会員)のお客様は、変更手続期限までにお近くのコナミスポーツクラブ店頭またはコナミスポーツクラブ情報ダイヤルにて変更手続をお願いいたします。法人契約都度利用会員Aのお客様は変更手続は不要です。新料金プラン利用開始日より自動的に「気軽に都度利用(A)」に切り替わります。

新料金プラン利用開始	2015年4月1日より
変更手続期限	2015年3月31日まで
変更手続	コナミスポーツクラブ店頭、または下記情報ダイヤルにて承ります。お手元に会員証をご用意ください。

■ 新規ご入会の方へ

ご入会手続方法

コナミスポーツクラブにて会員証を作成してください。
※お近くにコナミスポーツクラブがない場合は、郵送での会員証発行が可能です。
下記情報ダイヤルへお電話でお申込みください。

● ご入会手続に必要なもの

日本郵政共済組合 組合員証	ご本人確認証明書 (運転免許証、保険証、 パスポート等)	会員証発行手数料 1,000円(税抜)
(月会費制の場合) クレジットカードまたは金融機関のキャッシュカード		

お得情報

都度利用会員証をお持ちでない方へ

2015年3月最終営業日までに「法人契約都度利用会員A」にご入会いただくと会員証発行手数料はかかりません。今後、ご利用の予定がある方は、2015年3月の現行プラン最終日までにご登録いただくことをお勧めします。

さらに、初回の都度利用料が無料となる「初回無料クーポン」が使えます!

クーポンの詳細はコナミスポーツクラブホームページの「法人会員ページ」をご覧ください。



パソコンまたはスマートフォンでクーポンを取得!

施設・料金等の詳細はお電話またはホームページからお問い合わせください。

○コナミスポーツクラブ情報ダイヤル

0120-919-573

クイックコナミ

受付時間

平日 9:00~19:00
土・日・祝休日 10:00~18:00

○ホームページ

コナミスポーツクラブ 法人会員

検索

で今すぐ検索!!

人間ドック助成額等の変更のご案内

共済組合は、共済組合保有のレクリエーション施設売却に伴う売却益を組合員の皆さまへ還元する目的から、平成21年度以降、人間ドック検診の助成対象年齢の引き下げ、助成額の拡大等を実施してきましたが、このたび売却益により発生した積立金の還元をおおむね完了したことから、平成27年度以降、下記のとおり助成額等を改定します。

また、本改定により、平成23年度以降実施してきました通信病院の利用促進策の支援についても併せて改定します。

改定内容

区別		現行	平成27年4月1日～		
組合員	本人	助成対象者	(受診年度4月1日現在) 満30歳以上の方	(受診年度4月1日現在) 満35歳以上の方 ただし、50歳未満は奇数年齢に限る。	
		助成方法	通信病院	自己負担額 5,000円 ※検診費と自己負担額との差額を助成します。	自己負担額 13,000円 ～ ※検診費に対して27,000円を助成します(なお、検診費が40,000円未満の場合は40,000円との差額を減額し助成します)。また、婦人科検診は「27,000円(定額)」に「婦人科検診と一般検診との差額(7,000円限度)」を加算した額を助成します。
			通信病院以外	自己負担額 12,000円 (一般検診40,000円以下) (婦人科検診47,000円以下) 又は 15,000円 (一般検診40,000円超) (婦人科検診47,000円超) ※検診費と自己負担額との差額を助成します。	自己負担額 13,000円 ～ (全国平均約17,000円) ※検診費に対して22,000円を助成します(なお、検診費が35,000円未満の場合は35,000円との差額を減額し助成します)。また、婦人科検診は「一般検診における助成金額(最大22,000円)」に「婦人科検診と一般検診との差額(7,000円限度)」を加算した額を助成します。
	被扶養配偶者	助成対象者	(受診日現在) 満30歳以上の方	(受診日現在) 満35歳以上の方	
		助成金額	上限20,000円	上限16,000円	
(本人のみ)	任意継続組合員	助成対象者	(受診年度4月1日現在) 満30歳以上の方	(受診年度4月1日現在) 満35歳以上の方	
		助成金額	上限25,000円	上限20,000円	

実施時期

平成27年度人間ドック検診から適用します。

《助成担当》

助成施策の一部を廃止します

共済組合では、福祉事業の一環として、組合員等の健康増進及び余暇活動の充実等を目的に組合員及びその被扶養者を対象に「フィットネス施設」や「宿泊施設」の利用助成及び各種電話相談室の無料開設を行っていますが、平成26年1月の郵政グループ各社の「総合的福利厚生代行システム」の開始に伴い、そのサービスメニューの一部が共済組合の助成施策と重複することから、平成27年3月31日をもって当該助成施策を廃止します。

廃止する施策

1 フィットネス施設助成

セントラルスポーツ(404施設)

※コナミスポーツ(556施設)については継続します。

2 宿泊施設助成

- ・東急ホテルズ(46施設)
- ・沖縄指定宿泊施設(5施設)
- ・ペンション(33施設)

※「かんぼの宿・かんぼの郷」については継続します。

3 電話相談(無料)

税務相談・くらしのなんでも相談

※「心の健康相談」、「電話健康相談」及び「育児・介護相談」については、継続します。

4 その他

- ・ハウステンボス利用割引
- ・結婚情報サービス
- ・引越システム

《助成担当》

結婚手当金廃止のお知らせ

結婚手当金は平成26年3月31日をもって廃止となっています。

なお、平成26年3月31日以前に結婚された方は、給付の対象となりますので、請求されていない方はお手続きください。

○事実発生日が平成25年3月31日までの方 / 80,000円

○事実発生日が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの方 / 40,000円

※事実発生日の翌日から起算して2年を超えた場合は給付を受ける権利が消滅します。

《給付担当》

短期給付金請求書類の取扱いについて

短期給付金請求書類について、平成27年1月21日到着のご請求分から、請求に必要な書類がすべて揃っていない場合、ご提出いただいた書類すべてを請求された方に返却させていただきます。

つきましては、今後、各種短期給付金の受付日は、請求書類がすべて揃った時点をもって確定となりますので、あらかじめご了承ください。

また、時効については、その給付事由が生じた日から、請求書類がすべて揃って到着した日までが2年を超えた場合は、給付を受ける権利が消滅しますのでご注意ください。

《給付担当》

出産費・家族出産費・附加金の請求書類について

出産費・家族出産費・附加金の請求書は、利用した制度によって請求書が異なります。
請求の際は、請求書をお間違えのないようご確認ください。

●直接支払制度利用の場合(差額の請求書と併せて、附加金の請求書も必要です)

様式名：出産費・家族出産費請求書
(直接支払制度 差額請求用)

出産費・家族出産費請求書(直接支払制度 差額請求用)

請求書番号: 2025年 月 日

請求者: 氏名 性別 年齢 職業

出産年月日: 平成 年 月 日

出産者氏名: 氏名 性別 年齢 職業

出産者住所: 市区町村 町丁目 番 号

請求額: 円

【添付書類】
①「医療機関等から交付される代理契約に関する文書」(合意文書)の写し
②「医療機関等から交付される出産費用の内訳を記した領収書」の写し

様式名：出産費・家族出産費
直接支払制度利用者用 附加金請求書

出産費・家族出産費 直接支払制度利用者用 附加金請求書

請求書番号: 2025年 月 日

請求者: 氏名 性別 年齢 職業

出産年月日: 平成 年 月 日

出産者氏名: 氏名 性別 年齢 職業

出産者住所: 市区町村 町丁目 番 号

請求額: 円

【添付書類】
添付書類は不要です。(添付をお願いする場合があります。)

●受取代理制度利用の場合

様式名：出産費・家族出産費・附加金
支給申請書(受取代理用)

出産費・家族出産費・附加金 支給申請書(受取代理用)

請求書番号: 2025年 月 日

請求者: 氏名 性別 年齢 職業

出産年月日: 平成 年 月 日

出産者氏名: 氏名 性別 年齢 職業

出産者住所: 市区町村 町丁目 番 号

請求額: 円

【添付書類】
①「医療機関等から交付される代理契約に関する文書」(合意文書)の写し
②「医療機関等から交付される出産費用の内訳を記した領収書」の写し

●共済組合に直接請求する場合

様式名：出産費・家族出産費・附加金請求書
(出産費用の全額を支払った場合用)

出産費・家族出産費・附加金請求書(出産費用の全額を支払った場合用)

請求書番号: 2025年 月 日

請求者: 氏名 性別 年齢 職業

出産年月日: 平成 年 月 日

出産者氏名: 氏名 性別 年齢 職業

出産者住所: 市区町村 町丁目 番 号

請求額: 円

【添付書類】
次の書類を添付して、この請求書と併せて提出してください。
①「医療機関等から交付される代理契約に関する文書」(合意文書)の写し
②「医療機関等から交付される出産費用の内訳を記した領収書」の写し

※どの制度を利用したか分からない場合は、医療機関に確認するか又は、医療機関から交付される「代理契約に関する文書(合意文書)」を確認してください。

※出産費附加金・家族出産費附加金は、平成26年4月1日以降に出産された方が対象です。

《給付担当》

平成27年度送金 スケジュールのお知らせ

貸付金送金スケジュール

書類の送付先：貸付担当

申込締切日	送金予定日	申込締切日	送金予定日	申込締切日	送金予定日
平成27年 2月24日(火)	4月6日(月) (4月第1回)	6月24日(水)	8月5日(水) (8月第1回)	10月23日(金)	12月7日(月) (12月第1回)
3月10日(火)	4月20日(月) (4月第2回)	7月9日(木)	8月20日(木) (8月第2回)	11月9日(月)	12月21日(月) (12月第2回)
3月25日(水)	5月11日(月) (5月第1回)	7月28日(火)	9月7日(月) (9月第1回)	11月24日(火)	平成28年 1月12日(火) (1月第1回)
4月3日(金)	5月20日(水) (5月第2回)	8月11日(火)	9月24日(木) (9月第2回)	12月2日(水)	1月20日(水) (1月第2回)
4月21日(火)	6月5日(金) (6月第1回)	8月20日(木)	10月5日(月) (10月第1回)	12月18日(金)	2月5日(金) (2月第1回)
5月12日(火)	6月22日(月) (6月第2回)	9月3日(木)	10月20日(火) (10月第2回)	平成28年 1月8日(金)	2月22日(月) (2月第2回)
5月26日(火)	7月6日(月) (7月第1回)	9月18日(金)	11月5日(木) (11月第1回)	1月25日(月)	3月7日(月) (3月第1回)
6月9日(火)	7月21日(火) (7月第2回)	10月8日(木)	11月20日(金) (11月第2回)	2月8日(月)	3月22日(火) (3月第2回)

※申込締切日は、共済センターへ書類が到着する日です。

検診費等助成金送金スケジュール

書類の送付先：助成担当

	助成請求項目	請求締切日	送金予定日
1	被扶養配偶者人間ドック検診費 任意継続組合員人間ドック検診費	受診後1か月以内	原則毎月25日(土、日及び祝日の場合は、前営業日)までに到着した請求書については翌月20日(土、日及び祝日の場合は、翌営業日)(※1)
2	がん検診費等		
3	脳ドック検診費		
4	社内レクリエーション行事助成	レクリエーション実施後10日以内	提出書類が到着した日の属する月の翌々月5日(土、日及び祝日の場合は、翌営業日)
5	サークルレクリエーション行事助成	事前承認申請	実施日の1か月前まで
		概算払請求(※2)	概算払希望日の1か月前まで
		精算請求(※3)	大会実施後10日以内

- ※1 平成27年4月、9月及び12月は送金日が異なります。4/17到着分までが5/20送金、9/18到着分までが10/20送金、12/15到着分までが翌年1/20送金となります。
- ※2 事前に払込みが必要と認められる場合に限りです。また、実施後必ず精算請求を行ってください。
- ※3 精算請求は、概算払請求の助成金額に精算が生じない場合も、必ず提出してください。

短期給付金送金スケジュール

書類の送付先：給付担当

A 自動送金となる給付金

高額療養費・附加給付のみ
【どんなとき?】

- 1つの医療機関で、1か月の保険診療分の自己負担が25,000円(上位所得者は平成26年4月～平成27年3月は、40,000円、平成27年4月以降は50,000円)を超えたとき
- 2つ以上の医療機関で、保険分の自己負担がそれぞれ21,000円を超えたとき等

【送金の仕組み】
医療機関から共済組合に送付される診療報酬明細書(レセプト)の記載に基づき、共済組合のシステムで自動計算され、組合員の口座に送金します。

診療月	最短の自動送金予定日(月1回)
平成26年12月診療	平成27年4月6日(月)
平成27年1月診療	5月11日(月)
平成27年2月診療	6月5日(金)
平成27年3月診療	7月6日(月)
平成27年4月診療	8月5日(水)
平成27年5月診療	9月7日(月)
平成27年6月診療	10月5日(月)
平成27年7月診療	11月5日(木)
平成27年8月診療	12月7日(月)
平成27年9月診療	1月12日(火)
平成27年10月診療	2月5日(金)
平成27年11月診療	3月7日(月)

左表Aの注意点

- 自動送金予定日は「受診月から最短で4か月後」が目安となります。
- 医療機関から共済組合へレセプトの到着が遅れる場合、送金予定日も遅れます。ただし、右表B-④のように、共済組合で自動送金を停止している場合がありますので、特に初めて高額療養費等の給付を受ける方は、受診月から4か月後の送金予定日以降に送金が確認できない場合、共済組合にお問い合わせください。
- 自動送金の場合、決定通知等の送付は行っておりませんのでご了承ください。

B 請求書の提出が必要な給付金

- ①組合員証未使用の療養費、装具代、弱視治療用眼鏡代等
 - ②出産費、家族出産費、出産費附加金、埋葬料等
 - ③傷病手当金、休業手当金等
 - ④左表Aの自動送金対象外の高額療養費等
- ・国や地方自治体の医療費助成を受けている(またはその可能性が高いと共済組合で判断した)療養費で、共済組合からの高額療養費等の自動送金が停止している方
- ・医療機関(外来)と調剤薬局の自己負担を合算すると、高額療養費算定基準額を超える場合

支払可能な診療月(④のみ適用)	共済センターに請求書が到着した日	送金予定日(月2回)
平成26年12月診療まで	3月5日(木)到着まで	4月6日(月)
	3月20日(金)到着まで	4月20日(月)
平成27年1月診療まで	4月3日(金)到着まで	5月11日(月)
	4月15日(水)到着まで	5月20日(水)
平成27年2月診療まで	5月1日(金)到着まで	6月5日(金)
	5月20日(水)到着まで	6月22日(月)
平成27年3月診療まで	6月5日(金)到着まで	7月6日(月)
	6月19日(金)到着まで	7月21日(火)
平成27年4月診療まで	7月3日(金)到着まで	8月5日(水)
	7月17日(金)到着まで	8月20日(木)
平成27年5月診療まで	8月5日(水)到着まで	9月7日(月)
	8月20日(木)到着まで	9月24日(木)
平成27年6月診療まで	9月3日(木)到着まで	10月5日(月)
	9月17日(木)到着まで	10月20日(火)
平成27年7月診療まで	10月5日(月)到着まで	11月5日(木)
	10月20日(火)到着まで	11月20日(金)
平成27年8月診療まで	11月5日(木)到着まで	12月7日(月)
	11月20日(金)到着まで	12月21日(月)
平成27年9月診療まで	12月4日(金)到着まで	平成28年1月12日(火)
	12月15日(火)到着まで	1月20日(水)
平成27年10月診療まで	平成28年1月5日(火)到着まで	2月5日(金)
	1月20日(水)到着まで	2月22日(月)
平成27年11月診療まで	2月5日(金)到着まで	3月7日(月)
	2月19日(金)到着まで	3月22日(火)

右表Bの注意点

- 送金予定日における請求書の到着締切日は、原則として、毎月5日又は20日(休みの場合は前営業日)となっております。ただし、大型連休が近い4月、9月及び12月は、共済センターでの送金手続の都合上、変則となりますのでご注意ください。
- 以下の場合、当該送金予定日に送金されないことがあります。
- ・共済組合に到着した請求書等に不備があった場合
- ・共済組合に登録されている送金先口座情報と、現時点で使用されている給与口座名・番号等が一致しない場合
- ・出産費・家族出産費及び出産費附加金について、直接支払制度を利用した場合

※短期給付金が送金された場合は、ゆうちょ銀行の給与口座通帳に、送金元「郵政共済 短期経理」と印字されますので、通帳への印字をもって共済組合から送金されたことを確認してください。

季節の食材を使って ~健康レシピの紹介~

寒さ厳しい2月は、乾燥による肌トラブルがおきやすい季節。
春を告げる甘酸っぱいいちごで、きれいな肌を保ちましょう。

監修 ● といちなつ 料理家

食は
生命なり

といちなつさんの Recovery Recipe

甘酸っぱさが絶妙な
和のデザート

いちご白玉



材料 (2人分)

いちご…4粒
白玉粉…100g
水…80ml
きな粉…適量
砂糖…適量

つくり方

① いちごを準備する

いちごのへたをとり半分に切る。

② 生地をつくる

ボウルに白玉粉と水を合わせて混ぜ合わせる。耳たぶくらいのやわらかさになるよう、水の量を調節するとよい。

③ 生地でいちごを包む

②を8等分にする。キッチンペーパーを広げた上で薄くのばし、いちごをのせてシートごと丸めるようにして包む。

④ ゆでる

鍋にたっぷりの湯を沸かし、③を入れて4分ほどゆで、冷水にとる。

⑤ 盛りつける

好みの甘さできな粉に砂糖を混ぜ合わせる。④の水気をきって器に盛りつけ、きな粉をかける。

簡単 アレンジ

- 小豆あんを添えてもおいしく召し上がれます。
- シロップで割ったソーダ水を合わせて、フルーツポンチにしても楽しめます。

といちなつ 料理家。淡路島に移り住み自然を感じながらごはんを作っている。著書『料理と暮らしのやさしいレシピ』(宝島社刊)ほか。最新刊『焚火かこんで、ごはんかこんで』(サウダージ・ブックス刊)発売中。料理教室「季節の台所」を開催している。

美肌をめざす!



【いちご】

いちごのビタミンC含有量は果物の中でもトップクラス。

ビタミンCはコラーゲンの生成を助けるので、肌の弾力を保ちしわを予防する作用があります。

メラニンの生成を抑えシミのもとを防ぐ働きもあり、

美肌をつくるには欠かせない栄養素です。

また、整腸作用のある食物繊維ペクチン、
血圧を下げる働きのあるカリウム、ポロフェノールの一種で
視力低下を防ぐと期待されるアントシアニンなど、

かわいらしいフォルムのいちごには、

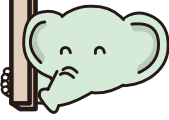
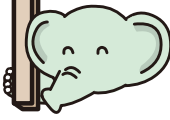
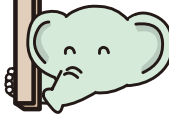

うれしい栄養素がたくさん含まれています。

春の食卓を真っ赤ないちごで彩りましょう。

イラスト / 松野美穂

退職の際は共済年金の届出を忘れずに!

▶ 退職時の年齢が61歳未満(S29.4.2以降生まれ)の方の提出書類

A 退職の場合 (B・C・Dを除く)	B 退職した翌日に引き 続き再雇用フルタイム 勤務社員になる場合 (※2)	C 退職した翌日に引き 続き国家公務員になる 場合	D 退職した翌日に引き 続き地方公務員になる 場合
 <ul style="list-style-type: none"> ①退職届 ②退職事由等に関する申告書 ③その他(※1) 	 <p>提出書類なし (共済組合の資格が 継続します。)</p>	 <p>提出書類なし (加入先の共済組合 に、日本郵政共済組 合に加入していたこと を申し出てください。)</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ①組合員転出届書 ②退職事由等に関する申告書

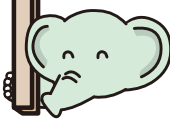


※1 退職時に障害共済年金が決定している場合は、さらに「障害共済年金受給権者退職届」、「障害共済年金証書(原本)」などが必要です。

※2 退職後、高齢再雇用短時間勤務社員やエキスパート契約社員などで引き続き勤務し、国民年金や厚生年金保険に加入する方は、「退職」となりますので、Aの書類を提出してください。

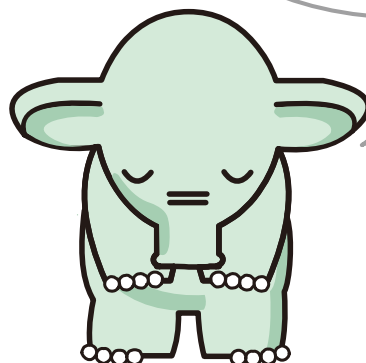
▶ 退職時の年齢が61歳以上(S29.4.1以前生まれ)の方の提出書類

(高齢再雇用フルタイム勤務が終了する場合があります。)

E 在職中に年金決定 している場合	F 在職中に年金決定 していなかった場合
 <ul style="list-style-type: none"> ①退職共済年金改定請求書類 ②退職事由等に関する申告書 ③退職共済年金証書(原本) …など 	 <ul style="list-style-type: none"> ①退職共済年金決定請求書類 ②退職事由等に関する申告書 ③雇用保険被保険者証の写し ④年金加入期間確認通知書 …など

請求内容や退職後の状況によって、他にも必要な添付書類があります。

60歳から年金を繰上げて請求することもできます。詳しくは、共済センターまでお問い合わせください。

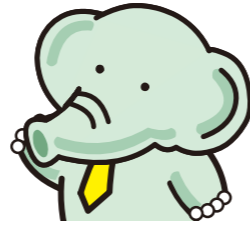


《年金担当》

共済年金は厚生年金に 統一されます～第3回～

今回は障害共済年金の支給要件の変更と遺族共済年金の転給制度の廃止についてお知らせします。

**障害共済年金や障害厚生年金は、
在職中でも受給することができます。**

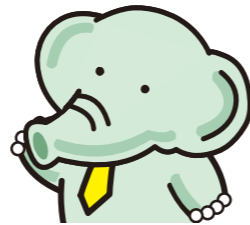


障害共済年金の受給権者が、組合員として在職している場合は、原則として障害共済年金は支給停止となります。

一方、障害厚生年金については、障害共済年金のような支給停止制度がなく、在職中でも障害厚生年金が支給されています。

平成27年10月1日以降は、一元化により厚生年金の制度に統一されますので、今後障害厚生年金として決定される方はもとより、平成27年9月30日以前に障害共済年金が決定している方につきましても、**在職中であっても、障害年金を受給できるようになります**(なお、職域加算額の取扱いについては、政令で定められる予定です)。

**障害厚生年金を請求するには納付要件が
必要です。**

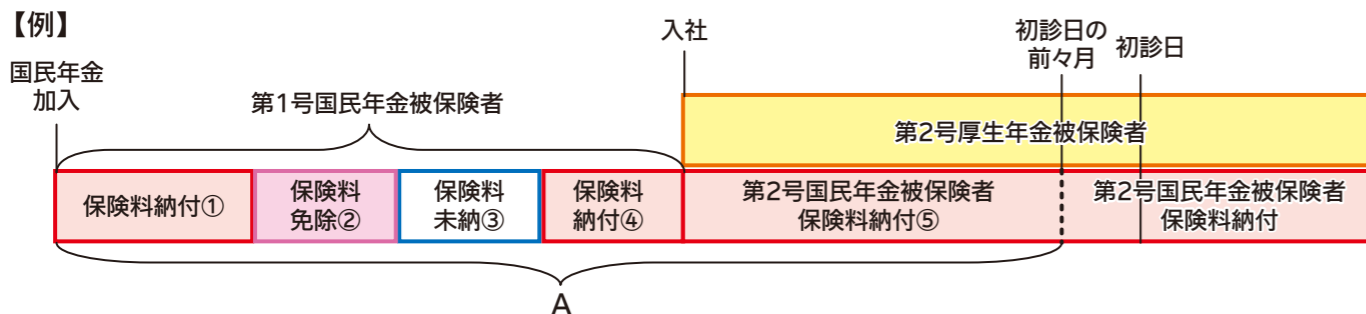


障害共済年金は、在職中の病気やケガが原因で、一定以上の障害の状態となった場合に、請求することができますが、障害厚生年金を請求するには、国民年金保険料をどれくらいの期間支払っているかという「納付要件」が必要とされています。

平成27年10月1日以降は、組合員の皆さまが、前述の状態となった場合は「障害厚生年金」として決定されるようになりますので、国民年金保険料の納付要件を満たしていなければ、障害厚生年金を請求できないこととなります。

具体的には、「初診日の前々月までの国民年金被保険者期間」のうち、「国民年金保険料の納付済期間・免除期間を合算した期間」が3分の2以上あることが必要となります。

なお、平成38年4月1日前に初診日がある場合は、特例措置として上記の納付要件を満たしていなくても、初診日の前々月までの1年間に国民年金保険料の未納期間がなければ、障害厚生年金を請求することができます。

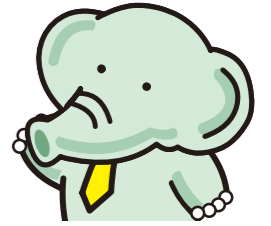


Aの期間において、国民年金の保険料納付期間(①・④・⑤) + 保険料免除期間(②)が2/3以上あることが要件です。(ただし、特例措置があります。)

～お知らせ～
年金一元化については、ホームページ(<http://www.yuseikyosai.or.jp/>)でも掲載しておりますので、併せてご覧ください。

《年金担当》

**遺族年金を受給している方が亡くなった場合、
他の遺族に引き継がれなくなります。**

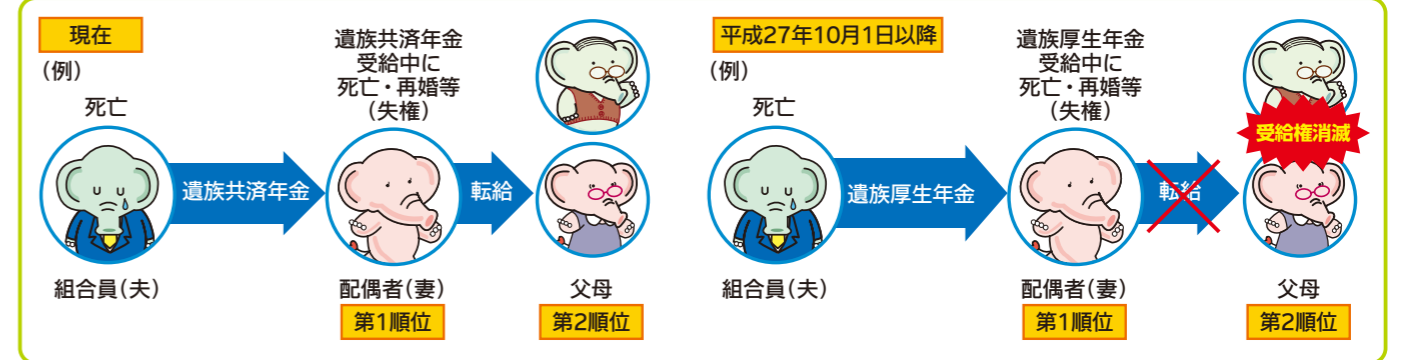


遺族共済年金は、組合員の方や年金を受給している方等が死亡した場合、「その方によって生計を維持していた配偶者や子、父母等」(「遺族」)に支給されます。

この年金制度上の「遺族」には順位があり(①配偶者及び子、②父母、③孫、④祖父母)、「遺族」に該当する方が2名以上いるときは、まず第1順位の方に遺族共済年金が支給され、第1順位の方が死亡・再婚等で失権したときは、第2順位の方に支給、第2順位の方が失権したときはさらに第3順位の方に支給というように、「遺族」が存在する限り、遺族共済年金が支給されます。

これを遺族共済年金の「転給」といいます。
遺族共済年金の「転給」は共済年金独自の制度ですので、一元化によって厚生年金の制度に統一されるに伴い、**転給制度は廃止**されます。

そのため、平成27年10月1日以降は、受給者が死亡・再婚等で失権した時点で、遺族年金の支給は終了します(次の順位の「遺族」が受給することはできません)。



また、請求者が、夫・父母・祖父母・障害のある子である場合、遺族共済年金では年齢の制限がありませんでしたが、平成27年10月1日以降は遺族厚生年金として決定されるため、夫・父母・祖父母は55歳以上であること、障害のある子は20歳までであることの要件に該当しなければ、請求することはできません。

今回は、職域加算の廃止と新たな年金制度についてお知らせします。 《年金担当》

DVD「共済ナビ～退職後の年金と健康保険～」

共済年金及び任意継続組合員の仕組みや請求(申込)方法などをわかりやすく解説したDVD「共済ナビ～退職後の年金と健康保険～」を平成26年度末に退職される方のうち、ご視聴を希望される方に配付します。

注1: DVDに収録されている「退職後の年金と健康保険」の内容は、平成25年度制作当時の制度に基づくもので、平成25年度にご案内したものと同一ものです。
被用者年金制度の一元化により、平成27年10月をもって年金制度が変更になることから、共済年金制度については、昭和29年9月までにお生まれになられた方に当てはまる内容になっておりますので、ご注意ください。
また、「被用者年金制度の一元化」につきましては、ゆうせい共済No.450に合わせ配布されましたリーフレット(国家公務員共済組合連合会作成)をご参照ください。
なお、健康保険制度の変更はありません。

注2: DVDの枚数に限りがありますので、配付は、平成26年度末にご退職予定の方に限らせていただきます。

ご視聴を希望される方は、適宜用紙に次の事項を記載し、返信用封筒(※)を同封して、**表面に「DVD希望」と明記の上、共済センター 年金担当に送付**してください。

＜記載事項＞
「DVD希望」/氏名/住所/年齢/組合員(社員)番号/連絡先電話番号

※返信用封筒は、角型7号(142mm×205mm)以上で、封筒表面に送付先の郵便番号、住所、氏名を記載し、140円分の切手を貼付したものを
《年金担当》

退職後の健康保険への加入について

**退職すると、退職日の翌日に組合員資格を喪失し、
在職中に使用していた組合員証(家族の被扶養者証を含みます)
は使用することができません。**

退職又は任意継続組合員期間満了される方には、表1のとおり「資格喪失証明書」を「証明書発行申請書」による申請なしにご自宅に送付しますので、表2の健康保険等の加入手続きの際にご使用ください。

なお、退職後に健康保険の加入手続きをしないと、病気やケガをした時に治療費を全額自己負担することにもなりかねませんので、退職後のライフスタイルによっていずれかの健康保険に必ず加入する必要があります。

表1 資格喪失証明書送付時期

種別	送付時期
郵政グループ会社を退職される方	退職日のおよそ1週間後
任意継続組合員期間を満了される方	任意継続組合員期間満了月の上旬 ※3月31日に満了となる方には3月上旬に送付します

表2 退職又は任意継続組合員期間満了後のライフスタイル別の手続一覧

退職又は任意継続組合員期間満了後のライフスタイル	健康保険の選択肢	必要な手続等	国民年金への加入
<ul style="list-style-type: none"> ○高齢再雇用短時間社員 ○自営業、短期アルバイト ○年金受給者等の未就業の方 	①日本郵政共済組合の任意継続組合員となる。	P13の「任意継続組合員になるには届出が必要です」をお読みください。	退職時60歳未満の場合は必須 ^(注1) です。詳細については、最寄りの年金事務所にご確認ください。 ※60歳未満の被扶養配偶者も上記手続が必要
	②国民健康保険に加入する。	加入手続や保険料等については、お住まいの市区町村にご確認ください。	
	③ご家族の被扶養者となる。	被扶養者となる場合は、保険料はありませんが、被扶養者の認定基準を満たす必要がありますので、ご家族の加入する健康保険組合等にご確認ください。	
<ul style="list-style-type: none"> ○高齢再雇用フルタイム勤務社員^(注2) ○郵政グループ会社のエキスパート及びパートタイマー等の期間雇用社員^(注3) ○民間企業の正社員等 ○公務員 	④退職日の翌日に再就職等する場合は、再就職先の健康保険等に加入します。 ^(注4)	再就職先で健康保険や厚生年金等に加入します。「資格喪失証明書」は不要ですので、破棄してください。	

注1 任意継続組合員制度は健康保険のみの制度です。任意継続組合員になっても退職時の組合員又は被扶養配偶者の年齢が60歳未満の場合は、それぞれ国民年金第1号被保険者への種別変更手続が必要です。

注2 高齢再雇用フルタイム勤務社員は、組合員資格が継続しますので在職中と同様に組合員証(家族の被扶養者証を含みます。)を使用できます。

注3 「労働時間が1日6時間・週30時間以上、雇用期間が2か月以上」のときは、原則、再就職先で健康保険等に加入することになっています。なお、平成28年10月からは「①労働時間が週20時間以上、②月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上)、③勤務期間1年以上、④学生は適用除外、⑤従業員501人以上の企業」のときは、原則、再就職先で健康保険等に加入することに変更になります。

注4 退職後、1日以上期間をおいてから再就職する場合は、再就職までの間、①～③のいずれかに加入しなければなりません。

各健康保険制度には申請期限がありますので、早めに検討してください。

《標準報酬・任継担当》

任意継続組合員になるには届出が必要です

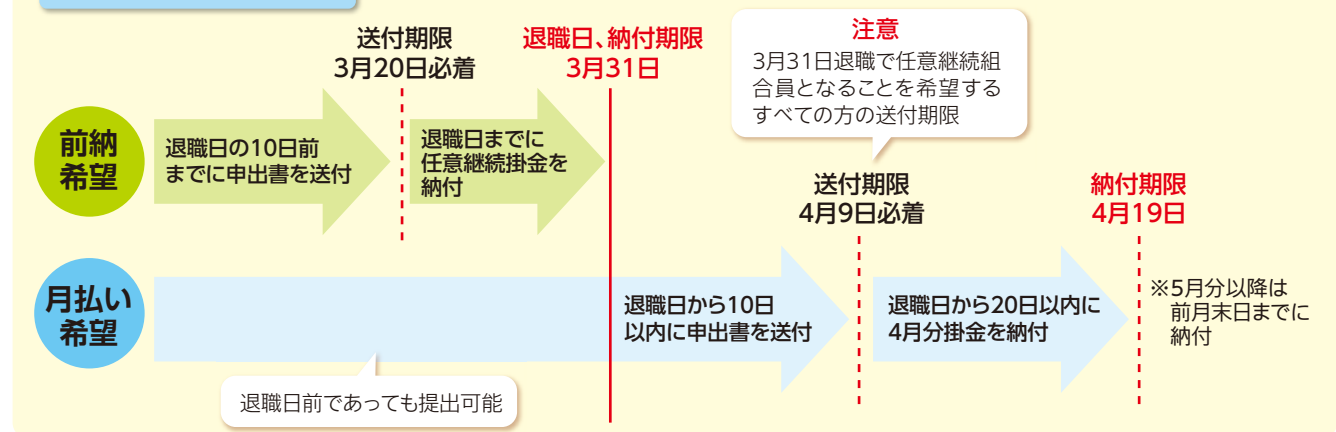
任意継続組合員になるには、退職日から20日以内に初回の任意継続掛金を納付していただく必要があるため、退職日から10日以内に「任意継続組合員となるための申出書」を共济センターに送付してください。

なお、前納(年払い及び半年払い)を希望する場合は、退職日までに任意継続掛金を納付していただく必要があるため、必ず退職日の10日前までに「任意継続組合員となるための申出書」を共济センターに送付してください。



「任意継続組合員となるための申出書」は、必ず共济センターへ送付してください。
勤務先の郵便局等へ提出されても手続は完了となりません。

例:3月31日退職の場合



《任継担当》

退職後の氏名又は住所の変更手続

退職後、国家公務員共済組合連合会(KKR)又は日本年金機構から「年金の請求手続を勧奨するための案内状等」が送付されます。この送付物が正しい氏名・住所あてに送付されるようにするため、退職後、年金を受給するまでの間に氏名又は住所を変更したときは、①及び②のとおり変更手続をしてください。

なお、任意継続組合員の方は、これらの手続に加え「氏名等変更届出書」又は「振込口座・住所 新規・変更届出書」を共济センターに送付してください。

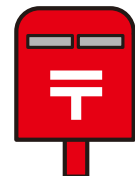
①KKRへの手続

「住所・氏名変更届」の提出

送付先：国家公務員共済組合連合会 年金部 資格管理課
〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎
TEL 03-3265-8141(代表)

※様式等の詳細は、KKRへお問い合わせください。

※郵送料は差出人負担となります。



②その他の手続

退職後、国民年金第1号被保険者の方はお住まいの市区町村年金窓口、同第2号被保険者の方はご本人の勤務先、同第3号被保険者の方は配偶者の勤務先にご確認ください。

《標準報酬担当》

3月末日退職者の「みらい」の手続について

退職後、団体積立年金保険「みらい」は自動的に脱退扱いとなりますが、次の手続が必要です。未手続ですと、給付金を受け取ることができませんので、必ず手続をお願いします。

注意

- ・3月末日以外に退職する方は下記の＜50歳未満の方＞と同様の手続となります。
- ・退職後、引き続き高齢再雇用フルタイム勤務社員となられる方（共済組合員の資格を喪失しない方）であっても、団体積立年金保険「みらい」は継続できませんので、退職時の手続が必要となります。

50歳以上の方

共済センター
みらい担当

① 4月下旬までに“退職時の手続等のご案内”の冊子等を自宅へ送付します。



組合員

② 到着した「給付金請求書」に必要事項を記入し、共済センターに送付します。

【早めに手続をされたい方】

共済センター
みらい担当

② 依頼により“退職時の手続等のご案内”の冊子等を送付します。



組合員

① 共済センターへ電話で“退職時の手続等のご案内”の冊子等の送付を依頼します。
③ 到着した「給付金請求書」に必要事項を記入し、共済センターに送付します。

50歳未満の方

共済センター みらい担当



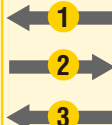
組合員

① ホームページの「みらい」ページで「給付金請求書」を印刷し必要事項を記入し、共済センターに送付します。

【ホームページをご覧になれない方】

共済センター
みらい担当

② 依頼により「給付金請求書」を送付します。



組合員

① 共済センターへ電話で「給付金請求書」の送付を依頼します。
③ 到着した「給付金請求書」に必要事項を記入し、共済センターに送付します。

○一時金の送金の目安

一時金として受け取る場合、請求書が退職日の翌月20日までに共済センターに到着した分は、退職日の翌々月中旬～下旬の送金予定となります（例えば、平成27年3月末日退職で、4月20日までに共済センターに請求書が到着した場合、5月中旬～下旬頃に送金予定となります。）。

なお、請求書に不備がある場合は、送金が遅れますので注意してください。

○給付金の受取方法等のご相談は、明治安田生命保険相互会社へご連絡してください。

TEL 0120-165-660（午前9時半～午後5時半 土、日及び祝日を除く）

よくある質問



3月末日で退職し、4月1日から高齢再雇用フルタイム勤務社員として郵便局で仕事をしますが、「みらい」に引き続き継続加入することはできますか？



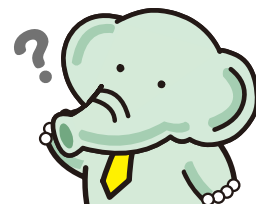
団体積立年金保険「みらい」は定年退職したときは脱退することになっているため、継続加入することはできません。退職に伴う手続（給付金等の請求）をお願いします。



年金又は一括受取を検討していますが積立金がわからないため、判断に迷っています。



明治安田生命保険相互会社のみらい専用ダイヤルへ照会してください。
TEL 0120-165-660（午前9時半～午後5時半 土、日及び祝日を除く）
または、3月上旬に送付する残高通知書（平成27年1月1日現在）をご参考ください。



《みらい担当》

退職時に貸付金残高がある方へ

退職日に共済貸付・財形貸付の貸付金残高がある場合は、退職手当から貸付金残高を一括控除しますので、個別の手続は必要ありません。

Q1 退職手当から貸付金残高を完済することができない場合はどうしたらいいですか？

A1 退職手当で控除可能な金額を控除し、控除しきれなかった残高は、後日共済センターから払込取扱票を送付しますので、最寄りの郵便局またはゆうちょ銀行で払い込んでください。

Q2 貸付金残高を確認したい場合はどうしたらいいですか？

A2 貸付が決定したときに共済組合から「弁済予定表」を交付していますので、当該弁済予定表を確認してください。万一紛失している場合は、ホームページから、HOME>届出・申請様式>その他 貸付2-1-1「共済組合貸付金残高照会表」をダウンロードして、ご記入の上、共済センターに提出してください。回答は共済センター到着後5営業日以内に郵送いたします。なお、電話及びメールでの照会は個人情報保護の観点から受け付けておりません。

Q3 弁済予定表の退職時の未弁済額と退職手当からの控除額が違う場合があると聞きましたが、どのような場合ですか？

A3 元利均等弁済方式・ボーナス併用を選択されている場合は、退職時の未弁済額にボーナス弁済分の経過利息が合計されます。

《貸付担当》

「資格喪失日」以降、組合員証等は使用できません

資格を喪失したときは必ず共済センターへ
組合員証等を返却してください！



⚠ **資格喪失日以降は使用できません。**

共済組合員の資格を喪失すると、共済組合から発行している全ての組合員証等は無効になります。無効になった組合員証等を使用して医療機関を受診した場合は、組合員証等の不正使用として共済組合が負担した医療費を返還していただきます。

《被扶養者担当》

共済組合のお仕事紹介

～第3回 年金担当～

年金担当では、各共済年金(退職・障害・遺族)の審査、過去の共済組合員期間の調査等、年金を受け取るために必要な各種手続のお手伝いを行っています。

年金の手続は、難しく感じられる方も多いかもかもしれませんが、スムーズに手続を行っていただけるよう、お一人おひとりの状況に合わせた、丁寧でわかりやすい説明を心がけています。

皆さまの大切な年金が、確実にお手元に届くように、これからも正確かつ迅速な年金審査を実施してまいります。



連絡先等

1 各種申請・請求書等のあて先

〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合 共済センター ○○担当 あて

※各処理を迅速に行うため、必ずそれぞれの記事の右下にある
担当名を記載してください。

※郵送料は差出人負担です。

2 電話によるお問い合わせ

コールセンター TEL **0120-97-8484**

受付時間:午前9時～午後6時

(土、日、祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く)

※通話料無料。携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

※電話番号はお間違えのないようにお願いします。

3 ホームページ

<http://www.yuseikyosai.or.jp/>

各種手続方法等がご覧いただけます。

また、組合員の皆さまの声を募集して

おりますので、お気軽にお寄せください。

